

弥富市業務継続計画

新型インフルエンザ等編

令和2年9月

弥 富 市

目 次

1. 業務継続計画
2. 業務の区分
3. 業務レベル（基準）
4. 発生段階別による市の対応
5. 各部局の役割分担

1. 業務継続計画

新型インフルエンザ等発生により、医療の提供の業務又は市民生活及び地域経済の安定に寄与し業務の維持に努めることを目的に、市の事業継続計画を策定します。

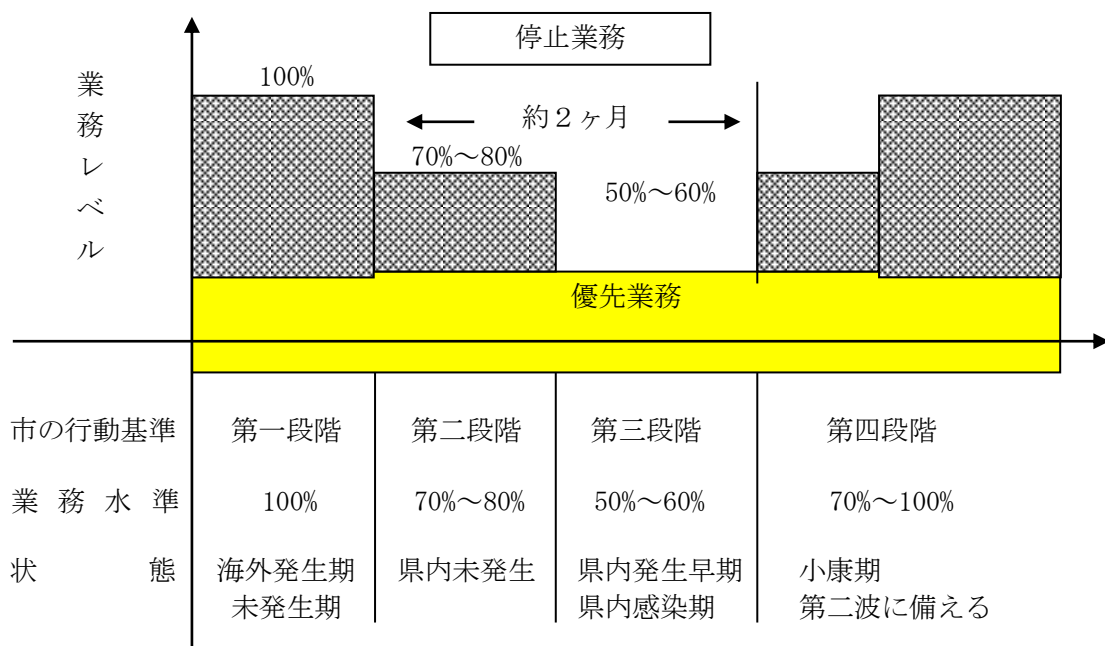
市の行政サービスを以下の基準により優先、停止業務等に区分し、また感染拡大に伴う新たな業務をあらかじめ予想し、非常時の対応方法、業務量の予測を行い、発生時に迅速に適切な業務対応を行います。また業務継続のために必要な物品を計画的に備蓄していきます。

各課等は対策本部からの指示を受け、業務継続計画に基づき順次対策の実施を行っていきます。

2. 業務の区分

優先業務	大流行期においてもほぼ通常どおりの業務体制を維持するもの
停止業務	第二段階以降において対策本部からの指示により停止するもの

3. 業務レベル（基準）



4. 発生段階別による市の対応

発生段階別による市の行動基準と主な対策

各段階における主な対策を示します。

市の行動基準		目 標	主な対策
前段階 (未発生時)	新型インフルエンザ等が発生していない状態	発生に備えた準備の計画的実施	・市民へのインフルエンザ等対策の啓発と情報提供 ・新型インフルエンザ等の情報収集 ・サーベイランス（監視）体制の充実 ・感染拡大に備えた必要物品の確保 ・業務継続計画の運用のための準備と関係機関との連絡体制の構築
第一段階 (海外発生期)	海外で発生し、市内発生に備える状態	市内発生に備えた全庁的な準備対応	・「弥富市新型インフルエンザ等対策会議」開催 ・相談体制の確保（県相談窓口のPR・市相談窓口の開設準備） ・感染時の医療機関受診方法の周知 ・海外発生に関する情報収集
第二段階 (県内未発生)	県内では発生していない状態	市内発生を抑える予防策と発生した場合の対応	・「弥富市新型インフルエンザ等対策会議」開催 ・医療提供体制への協力依頼 ・市民への不要不急の外出自粛の呼びかけ ・業務継続計画による第二段階業務停止 ・市相談窓口の設置 ・市民への情報提供の充実 ① 医療機関の受診方法 ② 市の業務継続体制 ③ 感染予防策 ・予め定めた市の施設の活動休止 ・催し物、集会の自粛要請
第三段階 (県内発生早期、県内感染期、感染拡大期～まん延～患者の減少)	県（市）内で発生、感染拡大の状態	感染拡大の防止策の実施及び市民生活の維持	・「弥富市新型インフルエンザ等対策本部」設置 ・業務継続計画による優先業務遂行 ・市民への情報提供強化（社会不安の解消） ・社会的弱者に対する支援 ・国が行うプレパンデミックワクチン及びパンデミックワクチン接種に協力
第四段階 (小康期)	体制を回復し第二波に対する準備の状態	・社会機能の段階的回復 ・流行が再燃した場合の対策強化	・非常時から平常業務への円滑な移行（市の業務、医療体制） ・新たな発生や流行の再燃への備え、計画体制等の点検、問題点を把握し対策を見直す

5. 各部局の役割分担

部 局 名	主な役割
全部局	各部局における業務継続計画の策定 関係機関との調整と情報収集 必要に応じてマニュアル等の作成 管理施設の利用自粛等の取り決め及び臨時休業等措置の徹底
総務部	職員の感染防止等の周知 職員の感染状況の把握等 職員備蓄品（マスク、消毒薬等）の調整と確保 報道機関を通じた市民等への情報提供等 HP、CATV及びコミュニティFMを使つての情報提供 防災行政無線を使つての情報提供 他部局への応援等
市民生活部	市内外国人の窓口対応 火葬体制維持 感染症廃棄物の適正処理調整 食料品の安全性に係る情報提供等 水道水の安定供給体制等 区長への情報提供 市内の公共交通機関との連絡・対策の確認等 大規模事業所への注意喚起 商工業関係諸団体等の連絡
健康福祉部	市民への知識等の普及啓発 対策本部会議の開催 対策本部会議幹事会の開催 各部局の連携に係る調整 国・県・各部からの情報収集及び情報共有 プレパンデミック及びパンデミックワクチンの接種体制構築 電話相談窓口の設置 国・県による地域封じ込めへの協力 医療機関との連絡調整 保健所、医療機関との情報共有 高齢者への生活支援 障がい者への生活支援 自宅で死亡した患者への対応 保育所等における感染防止対策 保育所等保護者への情報提供等 保育所等臨時休業等措置の徹底

部 局 名	主な役割
建設部	鳥、豚インフルエンザのヒトへの感染防止等 道路、河川等社会基盤の維持管理等 下水等の維持管理等 他部局への応援等
教育委員会	公立学校等における感染防止対策 公立学校等保護者への情報提供等 公立学校等臨時休業等措置の徹底
会計課	他部局への応援等
議会事務局	市議会議員への情報提供等 他部局への応援等
監査委員事務局	他部局への応援等
十四山支所	旧十四山地区における情報の受発信等 他部局への応援等

【総務部】

総務課

グループ名	優先する業務	第二段階で停止する業務	第三段階で停止する業務	新たに発生する業務
行政グループ	・選挙事務 ・文書管理業務（告示・公示等） ・法的に必要な事務）		・情報公開事務	
情報管理グループ	・情報系システム及び基幹系 ・システムの運用維持 ・データ保護に関すること		・優先業務以外の全て	・他部局への応援業務

財政課

グループ名	優先する業務	第二段階で停止する業務	第三段階で停止する業務	新たに発生する業務
財政グループ	・市債償還業務 ・予算、補正予算の編成業務	・優先業務以外の全て		・対策経費の予算措置
契約検査グループ	・入札契約（最小限） ・工事検査（最小限）		・優先業務以外の全て	
管財グループ	・普通財産賃貸借契約事務 ・行政財産目的外使用許可事務		・優先業務以外の全て	・医療関係物品調達に関する情報収集 ・対策用公用車配車等業務 ・庁内における住民の感染予防

人事秘書課

グループ名	優先する業務	第二段階で停止する業務	第三段階で停止する業務	新たに発生する業務
人事グループ	・給与支給事務 ・公務災害関係 ・扶養申告等による共済加入脱退事務 ・自動車・生命等各種保険業務	・福利厚生業務のうち、公務災害対応等以外の業務 ・職員研修業務全般	・職員採用、退職人事異動等人事が発令関係業務	・各部の出勤した人員数、応援の必要の有無 ・発生状況に応じた必要職員数の配置 ・職員の健康状況の把握 ・庁内における職員の感染予防対策 ・職員の業務従事中における発症時の措置
秘書広報グループ	・秘書業務 ・叙位・叙勲関係業務 ・ホームページでの情報発信 ・報道機関への情報提供 ・広報やとみ（臨時号を含む）の発行 ・ケーブルテレビでの情報発信（クローバーチャンネル）		・広報やとみの作成、発行 ・取材、打ち合わせなどの広報活動 ・広聴業務	・業者印刷でない自前印刷した広報の発行 ・ケーブルテレビ「行政だより」の放送 ・コミュニティFMでの情報発信

企画政策課

グループ名	優先する業務	第二段階で停止する業務	第三段階で停止する業務	新たに発生する業務
政策推進グループ	・政策の推進に関すること ・広域行政に関すること		・優先業務以外の全て	・他部局への応援業務
行政経営グループ	・行財政改革に関すること		・優先業務以外の全て	・他部局への応援業務

防災課

グループ名	優先する業務	第二段階で停止する業務	第三段階で停止する業務	新たに発生する業務
防災グループ	・災害対策本部の編成及び運營業務 ・国民保護業務消防団の火災に関する業務 ・携帯電話サイトでの情報発信 ・防災行政無線及びケーブルテレビでの情報発信（クローバーチャンネル文字情報放送）		・防災思想の普及及び啓発に関すること ・自主防災組織機関すること	・同報無線・広報車による情報提供 ・メールによる情報発信
消防グループ	・水防に関する業務		・消防団の訓練に関する業務	

税務課

グループ名	優先する業務	第二段階で停止する業務	第三段階で停止する業務	新たに発生する業務
市民税グループ	・市民税及び軽自動車税の賦課業務 ・証明発行業務臨時運行許可業務 ・確定申告業務		・優先業務以外の全て	・他部局への応援業務
資産税グループ	・資産税の賦課業務 ・土地・家屋の評価業務 ・償却資産申告受付業務 ・証明発行業務		・優先業務以外の全て	・他部局への応援業務

収納課

グループ名	優先する業務	第二段階で停止する業務	第三段階で停止する業務	新たに発生する業務
管理グループ	・市税の徴収、収納管理など期日が定められている業務		・優先業務以外の全て	・他部局への応援業務
徴収グループ	・市税の徴収、収納管理など期日が定められている業務		・優先業務以外の全て	・他部局への応援業務

【市民生活部】

市民課

グループ名	優先する業務	第二段階で停止する業務	第三段階で停止する業務	新たに発生する業務
戸籍グループ	・社会生活上最低限必要な権利や義務に関わる届書受付（死亡届・出生届）や証明発行業務 ・郵送受付処理業務		・優先業務以外の全て	・郵送依頼による証明書の発行相談 ・市内外国人窓口対応
市民グループ	・社会生活上最低限必要な権利や義務に関わる届書受付（転入転出届等）や証明発行業務 ・郵送受付処理業務		・優先業務以外の全て	・郵送依頼による証明書の発行相談 ・市内外国人窓口対応

環境課

グループ名	優先する業務	第二段階で停止する業務	第三段階で停止する業務	新たに発生する業務
清掃対策グループ	・家庭ごみ収集業務 ・し尿汲取り業務 ・浄化槽清掃業務 ・清掃に関する苦情処理 ・不法投棄回収業務 ・散乱ごみ回収業務 ・最終処分場管理運営業務		・優先業務以外の全て	・市民への情報提供
環境保全グループ	・火葬関連業務 ・公害等生活環境に関する苦情処理 ・犬に関する各種事務処理（登録・死亡）	・霊園業務	・優先業務以外の全て	・消毒薬・感染防止資材の調達

市民協働課

グループ名	優先する業務	第二段階で停止する業務	第三段階で停止する業務	新たに発生する業務
市民協働グループ	・区長への情報提供		・優先業務以外の全て	・区長との連絡調整 ・多文化語に対応したインフルエンザ関連通知文等の情報提供発信 ・他部局への応援業務
交通防犯グループ	・公共交通事業者との情報交換 ・コミュニティバス業務 ・防犯業務（情報収集・配信）		・優先業務以外の全て	・公共交通の情報収集 ・安全メールを活用した情報提供

商工観光課

グループ名	優先する業務	第二段階で停止する業務	第三段階で停止する業務	新たに発生する業務
商工労政グループ	・商工業関係諸団体等の連絡調整業務 ・中小企業等の資金融資に関する業務 ・セーフティネット保証制度に係る認定業務 ・消費生活相談業務 ・事業所等、関係機関との連絡調整業務		・優先業務以外の全て	・商工会との連携による商店街等関係機関への情報提供・相談業務 ・大規模感染につながりやすい大規模事業所への注意喚起業務 ・関係団体等への情報提供 ・他部局への応援業務
観光統計グループ	・観光案内業務 ・観光施設の維持管理業務		・優先業務以外の全て	・観光情報問い合わせに対し市内観光の自粛要請 ・他部局への応援業務

【健康福祉部】

保険年金課

グループ名	優先する業務	第二段階で停止する業務	第三段階で停止する業務	新たに発生する業務
国保グループ	・資格の取得と喪失業務 ・国民健康保険税の賦課業務 ・医療給付支払業務		・優先業務以外の全て	
年金グループ	・取得・喪失業務		・優先業務以外の全て	

福祉医療グループ	・後期高齢者医療保険の被保険者の資格、給付、支払業務 ・後期高齢者医療保険料の賦課、徴収、収納などの期日が定められている業務 ・福祉医療受給者の資格、給付、支払業務		・優先業務以外の全て	
特定健診グループ			・全ての業務	

健康推進課

グループ名	優先する業務	第二段階で停止する業務	第三段階で停止する業務	新たに発生する業務
保健企画グループ	・感染症予防業務(個別予防接種)		・優先業務以外の全て	・実施体制の強化(対策本部・対策会議・対策専門委員会の設置及び開催) ・サーベイランス及び情報収集(情報収集、発生動向調査) ・情報収集、共有(継続的な情報提供・共有、相談窓口の体制充実・強化) ・予防・まん延防止(市内でのまん延防止対策、予防接種) ・医療機関の支援協力
母子保健グループ	・母子健康手帳の交付 ・窓口相談 ・電話相談	・子育て相談 ・栄養相談	・優先業務以外の全て	
成人保健グループ	・窓口相談 ・電話相談		・優先業務以外の全て	

福祉課

グループ名	優先する業務	第二段階で停止する業務	第三段階で停止する業務	新たに発生する業務
社会福祉グループ	・災害応急援助及び災害見舞金並びに災害弔慰金支給業務	・福祉課所管施設の管理業務（平和之碑、殉難之塔） ・保護司及び人権擁護委員に係る業務	・優先業務以外の全て	・福祉関係各種電話 ・相談業務 ・民生委員への情報提供及び対応協議
保護グループ	・生活保護相談 ・被保護世帯の状況把握 ・保護費支給、決定、変更事務 ・行旅病人及び死亡人対応業務	・家庭訪問	・優先業務以外の全て	・医療費困窮者の新規相談 ・医療機関、施設等からの情報収集
障がい福祉グループ	・障がい福祉相談	・個別支援会議等対外的業務	・優先業務以外の全て	・障がい福祉施設等からの情報収集、状況確認及び情報提供 ・要援護者への情報提供、個別支援

介護高齢課

グループ名	優先する業務	第二段階で停止する業務	第三段階で停止する業務	新たに発生する業務
介護保険グループ	・介護認定申請（新規・区分変更に限る） ・介護サービス等相談 ・介護保険料の賦課 ・介護給付費の支払い	・サービス調整連絡会議等市内の事業所等多数の関係機関が集まる業務	・優先業務以外の全て	・事業所への指導、情報提供 ・事業所の状況確認

高齢福祉グループ	・高齢者電話相談、情報提供 ・一人暮らし高齢者等安否確認（電話対応）	・老人クラブ関連事業 ・敬老事業 ・金婚式	・優先業務以外の全て	・業務停止に伴う関係機関との協議 ・一人暮らし高齢者等への情報提供、個別支援
地域包括ケアグループ	・関係機関、各団体等への連絡調整業務	・介護予防事業 ・ケア会議等市内の事業所等多数の関係機関が集まる業務	・優先業務以外の全て	・他のグループへの応援業務

児童課

グループ名	優先する業務	第二段階で停止する業務	第三段階で停止する業務	新たに発生する業務
児童育成グループ	・保護者への情報提供	・市主催の関連イベント等	・児童館（休館） ・児童クラブ（休所又は登所自粛要請） ・子育て支援センター（休館又は一部事業継続）	・児童館、児童クラブ、子育て支援センターとの連絡調整及び情報収集 ・医療従事者等の子どもの居場所確保
児童家庭グループ	・保護者への情報提供	・市主催の関連イベント等	・母子通園施設（休園又は一部事業継続）	・母子通園施設との連絡調整及び情報収集
保育グループ	・保護者への情報提供	・市主催の関連イベント等	・保育所（休所又は登所自粛要請）	・保育所との連絡調整及び情報収集 ・医療従事者等の子どもの保育

【建設部】

農政課

グループ名	優先する業務	第二段階で停止する業務	第三段階で停止する業務	新たに発生する業務
農政グループ	・農政推進協議会及び正副会の開催 ・農振法関係受付等事務	・認定農業者関係業務	・優先業務以外の全て	・鳥・豚インフルエンザのヒトへの感染防止等の事務 ・家畜の防疫に関する事務 ・他部局への応援業務
農地グループ	・農業委員会及び正副会の開催 ・農地法関係受付等業務		・優先業務以外の全て	・他部局への応援業務
基盤整備グループ	・市発注済工事の事業継続 ・水路使用許可事務 ・境界確認に関すること ・鍋田川下水門の監視業務	・各種幹事会、総会の開催業務 ・新規工事の発注及び設計積算業務 ・有害鳥獣対策関係事務	・優先業務以外の全て	・他部局への応援業務

土木課

グループ名	優先する業務	第二段階で停止する業務	第三段階で停止する業務	新たに発生する業務
土木グループ			・施工中の工事 ・各種事業説明会の開催 ・各種幹事会、総会等の開催	・他部局への応援業務
維持管理グループ	・道路等の維持補修工事 ・交通安全施設の維持補修工事 ・道路等の災害復旧工事 ・道路等の占用、	・緊急を要しない維持補修工事	・境界確認に関すること ・各種照会、回答	・他部局への応援業務

	承認工事の許認可事務			
用地グループ	・公共用地の取得、移転補償及び登記関係事務	・公共事業による用地境界立会に関する立会調整 ・他所管への用地取得等の助言及び指導	・各種照会、回答 ・公共用物の管理に関すること	・他部局への応援業務

都市整備課

グループ名	優先する業務	第二段階で停止する業務	第三段階で停止する業務	新たに発生する業務
都市計画グループ	・法律等に基づく各種申請受付等業務 ・駅前広場等維持管理業務（緊急的なもの）	・緊急性を要しない管理、調査、工事等の業務	・都市計画審議会運営業務 ・各種事業説明会等開催業務	・業務の停止に伴う電話、FAX、メール等での相談業務 ・他部局への応援業務
建築グループ	・法律等に基づく各種申請受付等業務		・民間木造住宅の耐震診断業務（戸別訪問診断業務）に関すること ・空家対策推進協議会運営業務	・業務の停止に伴う電話、FAX、メール等での相談業務 ・他部局への応援業務
公園緑地グループ	・法律等に基づく各種申請受付等業務 ・公園維持管理業務（緊急的なもの）	・緊急を要しない工事及び修繕	・公園及び緑地の計画に関すること ・公園維持管理業務（施設及び遊具の利用等）	・業務の停止に伴う電話、FAX、メール等での相談業務 ・他部局への応援業務

下水道課

グループ名	優先する業務	第二段階で停止する業務	第三段階で停止する業務	新たに発生する業務
下水道グループ	・下水接続関係業務	・緊急を要しない修繕 ・国、県の調査報告 ・地区説明会	・下水道接続完了検査 ・施工中の工事 ・各種照会、回答 ・台帳整備、更新 ・下水道事業計画 ・水質検査、監視及び立入検査	・他部局への応援業務
施設管理グループ	・下水接続関係業務 ・処理場、ポンプ場の維持管理業務 ・処理場、ポンプ場の緊急修繕業務 ・市街地排水路の維持管理業務 ・集落排水分担金収納	・緊急を要しない修繕 ・国、県の調査報告 ・地区説明会	・下水道接続完了検査 ・施工中の工事 ・各種照会、回答 ・台帳整備、更新	・他部局への応援業務
業務グループ	・使用料減免処理 ・融資斡旋業務 ・収納関係業務 ・下水接続関係業務	・滞納整理	・下水道接続完了検査 ・各種照会、回答 ・排水設備指定工事店関係事務 ・下水道事業計画 ・水質検査、監視及び立入検査	・他部局への応援業務

【教育委員会】

学校教育課

グループ名	優先する業務	第二段階で停止する業務	第三段階で停止する業務	新たに発生する業務
施設管理グループ	・学校の経理業務支援 ・発注済の工事関係業務 ・漏水修繕等の緊急修繕 ・一般電話対応 ・報酬、賃金支払業務	・学校夏季修繕など緊急を要しない営繕工事等の施設・設備の維持管理業務 ・定例的な会議（緊急議題のある場合を除く）	・優先業務以外の全て	・市費負担職員の対応 ・部内の情報集約 ・部内の総括、指導、支援・施設の状況確認 ・関係課と連携した休校指示及び解除 ・休校の連絡業務及び電話対応 ・所管施設の目的外使用への対応 ・施設管理に対する報道機関への対応
学校教育グループ	・学校運営、管理に関する事務（事故届の受理及び報告事務） ・生徒指導対策に関する事務 ・関係機関との連絡調整事務 ・教育相談等の関係業務（電話対応のみ） ・就学、転出入業務 ・叙位、叙勲業務 ・定例教育委員会会議（緊急議題がある場合に限る） ・各補助金（幼稚園授業料、私立高校授業料）業務 ・小中学校就学援助業務	・小中学校の授業 ・学校教育に関する調査報告業務 ・給食、食育等の関連業務 ・学校給食等により停止する業務（緊急用件以外） ・健康診断等の関連業務 ・調査統計等の業務 ・来所、巡回相談等の教育相談業務 ・適応指導支援室（アクティブ）業務（開設、巡回） ・各種委員会、研修会開催等の業務 ・学校保健会等の事務局業務 ・学校訪問（管理訪問、指導訪問、要請訪問）	・優先業務以外の全て	・教職員の状況把握、事務連絡 ・各小中学校へ行事等の対応についての指示及び指導 ・休校時の学習状況の対応指示 ・県内対応状況の情報収集 ・各小中学校の情報収集及び報道機関への対応 ・小中学校の休校に伴う処置手続 ・臨時教育委員会の開催

生涯学習課

グループ名	優先する業務	第二段階で停止する業務	第三段階で停止する業務	新たに発生する業務
生涯学習グループ (白鳥コミュニティセンター・南部コミュニティセンター・十四山公民館を含む)	・利用者等への情報提供	・各施設の利用 ・各種講座及び教室等の開催	・優先業務以外の全て	・業務の停止に伴う電話、FAX、メール等での相談業務 ・事業中止等に対する対応 ・情報収集及び提供 ・各施設利用者への施設利用の延期又は中止依頼 ・他部局への応援業務
スポーツ振興グループ (十四山スポーツセンターを含む)	・利用者等への情報提供	・各施設の利用 ・各種講座及びスポーツ大会等の開催	・優先業務以外の全て	・業務の停止に伴う電話、FAX、メール等での相談業務 ・事業中止等に対する対応 ・情報収集及び提供 ・各施設利用者への施設利用の延期又は中止依頼 ・他部局への応援業務

歴史民俗資料館

グループ名	優先する業務	第二段階で停止する業務	第三段階で停止する業務	新たに発生する業務
文化財グループ	・来館者等への情報提供	・施設の利用 ・各種展示会等の開催	・優先業務以外の全て	・業務の停止に伴う電話、FAX、メール等での相談業務 ・事業中止等に対する対応 ・情報収集及び提供 ・他部局への応援業務

図書館

グループ名	優先する業務	第二段階で停止する業務	第三段階で停止する業務	新たに発生する業務
図書グループ	・来館者等への情報提供	・図書館の利用	・優先業務以外の全て	・業務の停止に伴う電話、FAX、メール等での相談業務 ・情報収集及び提供 ・他部局への応援業務

【会計】

会計課

グループ名	優先する業務	第二段階で停止する業務	第三段階で停止する業務	新たに発生する業務
会計グループ	・本市から各債権者への支払業務 ・指定金融機関との支払金の資金決済 ・歳入金の出納、保管業務 ・決算の調製に関すること	・指定金融機関等の金融機関検査業務	・資金運用	・指定金融機関等の緊急時体制の情報収集、連絡・調整に関すること ・他部局への応援業務

【議会事務局】

議事課

グループ名	優先する業務	第二段階で停止する業務	第三段階で停止する業務	新たに発生する業務
議事グループ	・市議会議員への連絡業務	・行政視察の実施及び受け入れ業務	・優先業務以外の全て	・新型インフルエンザ等情報の市議会議員への提供 ・他部局への応援業務

【監査委員事務局】

監査委員事務局

グループ名	優先する業務	第二段階で停止する業務	第三段階で停止する業務	新たに発生する業務
事務局グループ	・住民監査請求については、法的な位置づけがあることから、状況に応じて対処する	・定期監査等を停止	・住民監査請求については、法的な位置づけがあることから、状況に応じて対処する	・他部局への応援業務

【十四山支所】

十四山支所

グループ名	優先する業務	第二段階で停止する業務	第三段階で停止する業務	新たに発生する業務
支所グループ	・社会生活上最低限必要な権利や義務に関わる届書受付（死亡届、出生届、転入転出届等）や証明発行業務 ・埋火葬許可、火葬場の利用許可に関する業務 ・市税の収納業務 ・国民健康保険及び後期高齢者医療の被保険者の資格業務 ・福祉医療証の資格業務 ・介護保険の資格業務及び要介護認定申請受付 ・児童手当認定請求書等の受付 ・障害者手帳申請等受付		・優先業務以外の全て	・十四山支所における住民、職員の感染予防対策 ・情報の収集 ・本庁との連絡調整 ・関係機関からの情報収集及び連絡調整 ・市民への情報提供

鍋田支所

グループ名	優先する業務	第二段階で停止する業務	第三段階で停止する業務	新たに発生する業務
支所グループ	・社会生活上最低限必要な権利や義務に関わる届出受付（死亡届、出生届、転入転出届等）や証明発行業務 ・国民健康保険の被保険者の資格		・優先業務以外の全て	・情報の収集 ・本庁との連絡調整

総合福祉センター

グループ名	優先する業務	第二段階で停止する業務	第三段階で停止する業務	新たに発生する業務
施設グループ	・利用者等への発生状況に関する情報収集及び情報提供	・開館業務（お風呂含む。） ・ゲラント（遊具）やテニスコートの利用中止	・優先業務以外の全て	・新型インフルエンザ等感染者収容施設としての対応 ・業務停止に伴う関係機関との協議

十四山総合福祉センター

グループ名	優先する業務	第二段階で停止する業務	第三段階で停止する業務	新たに発生する業務
施設グループ	・利用者等への発生状況に関する情報収集及び情報提供	・開館業務（お風呂含む。） ・デイキャンプ場の利用中止	・優先業務以外の全て	・新型インフルエンザ等感染者収容施設としての対応 ・業務停止に伴う関係機関との協議

いこいの里

グループ名	優先する業務	第二段階で停止する業務	第三段階で停止する業務	新たに発生する業務
いこいの里	・利用者等への情報提供	・開館業務（お風呂含む。）	・優先業務以外の全て	・新型インフルエンザ等感染者収容施設としての対応 ・業務停止に伴う関係機関との協議